

第3回研究会の主な意見及び議事録

《主な意見》

■ 「地域の要支援者への支援のあり方について」

【すずの会(川崎市宮前区野川町)】

川崎市宮前区の野川町(中学校区)で活動。宮前区の人口 27,700 人、高齢化率 15.7%。親の介護をしていたときに助けてくれたPTAの仲間5人と平成7年に「地域のために何かやらなければ」と立ち上げたグループ。メンバーは 59 人。ミニデイ、野川セブン(関係者ネットワークグループ)、ダイヤモンドクラブ(ご近所サークル)等を実施。活動の中で出会う要望をきっかけに次々と活動を生んできている。

事務所、拠点はなく、連絡先はメンバーの自宅。法人格はとらず「ヒラの住民」「普通のグループ活動」としてやっている。「いつでも声をかけてください」が会の基本姿勢。

<野川セブン>

地区社協や町内会、民生委員・児童委員、介護事業者、施設、行政等を含めた 21 団体がネットワークを組んだグループ。川崎市の平成 12 年に介護予防事業をきっかけに、関係団体に呼びかけてつくった。

<ミニデイ>

月2回、老人憩いの家が拠点。1回につき70名超の参加者。妻が若年性認知症の夫の相談から夫婦一緒に参加できる場所として開始。

- ・ 最高齢者は92歳のボランティア。利用者とボランティアの区別なし。
- ・ 近くの施設からも参加できる。ケアハウスに馴染めず鬱になりかけた人も参加。施設入所希望者を老人会に紹介し入会した例あり。
- ・ 施設へ入所した後も、その施設に出向き、関係を継続。
- ・ ミニデイがいっぱいになり、受け入れられなくなったことから、自らケアハウスに出向く「押しかけデイ」を開始。

<ダイヤモンドクラブ(ご近所サークル)>

地域の中の本当の小さなつぶやきを拾う、ご近所のつながりの作り直しとして、気になる人を1人以上入れて5人程度でご近所で結成。

- ・ 開催は月3-4回でよしとする。顔なじみにさえなればつながりはできるので、大事なの

は顔なじみになること。

- ・ 野川地区に21ヶ所。宮前区の区民会議も取り組む予定であり、今後地区全域に広がる予想。
- ・ 要介護4の高齢者の家でお茶飲み会を開催。そこに近所の80歳の女性を巻き込む取り組み例あり。

<その他>

- ・ ミニデイ利用者が入所した特養内で喫茶店を開き、地域の人も参加できるようにしている。
- ・ 坂の中腹の家の前にベンチを置いて、お茶のみ、声かけ等の取り組み。
- ・ 「ちょっと来てよ」で済むことがたくさんある。(それを言えること、それに対応することが大事)。
- ・ 当事者の力を最大に生かすようにしている。
- ・ 今後、さらに隙間を埋めるにはどうしたらいいのか、後継者をどうしたらよいか課題。

【常盤平団地自治会】

昭和35年大規模公団住宅1号として建設。2年後に自治会が組織され、中沢氏は以来45年間役員、そのうち22年間会長。当時2万人であった人口が現在は8,500人、外国人450人とあわせて約9,000人、5359世帯、高齢化率30%で年間150人ずつ増加。

「福祉の心で町づくりをしよう」を合言葉にハードの町づくりではなく人づくりを志向。社協の地域福祉活動計画は第3次を策定中。

- 自治会と地区社協が一体となることが重要。
- 自治会、地区社会福祉協議会、民生委員が三本柱となって協力し、孤独死防止に取り組んでいる。一体とならなければできない。
- 自治会役員、民生委員三役、地区社協理事は兼任して、課題を共有することが有効。
- 地域をまとめることが大事。基本は自治会。
- 自治会は、代議員である役員会を開き、それを成功させることが大事。
- 住民と一緒に活動するためには、会報の発行が欠かせない。常盤平団地自治会では、毎月発行し、情報を発信している。
- リーダーは、道を示す、企画を立てる、それをみんなで行うことが大事。
- 地域活動というのは楽しく、やりがいがないと発展しない。
- 役員には住民や現場から学ぶ姿勢が必要。
- 孤独死を「どう生きるか」という問題ととらえ、地域の大きな力にしている。

- これからは新しい時代に合わせた地域のコミュニティをどう再生するが大きな命題となる。

<委員からの質問・意見>

- すずの会とネットワークの関係はどうなっているのか。ニーズがあれば、サービスを開発していくという取り組みがされているが、誰とどう相談してやっているのか、条件はあるか。
- 常盤平では役員が兼務ということだが、団地社協の構成はどうなっているか。三者協働の効果はどうか。
- 強い組織と弱い組織のあり方の違い。「ヒラの住民」であり続ける時、リーダーの問題はあるか。「ヒラの住民」であり続けるのはどうすれば可能なのか。
- すずの会は、考える場をどうつくっているのか。専門機関との関係、関係機関を育てるとはどういうことか。
- 常盤平団地自治会の拠点と毎日の相談について。誰がどう受け、どう活動につなげているのか。課題の共有はどうしているのか。
- 地域福祉を取り組むことによって、相互に力を高めているようだが、その秘訣、メカニズムはどうなっているのか。
- すずの会は「ヒラの」住民活動、常盤平は組織を基盤とした活動、この違いは論点ではないか。
- すずの会は、事務所もなく、重装備でない。気がついた人たちが横につながれば結構できるということ。

<すずの会の回答>

- ネットワークが必要になってきたのは、5~60 人の組織では限界があること、民生委員や地区社協等がもつつながりの力を借りたいと考えた。組織力のないところがネットワークの中心になることで自由で、下関係なくうまくいっているのだと思う。
- ネットワークはニーズの開発にもつながる。
- 行政や介護保険の事業者、ケアマネジャー、地域包括支援センターなど様々な団体が入ってネットワーク会議(ケア会議のようなもの)を毎月開催し、活動内容の報告や各グループが抱えている問題を出しあう。そこで橋渡し役ができる。すずの会の活動報告定例会も開催。そこでもニーズを出し合う。
- 緊急に問題が起こると全員が集まらなくても、その周りだけが集まって話し合う。事があるたびにみんなで話し合う機会を持つようにしている。
- 強い組織と弱い組織について。強いところに入ってしまうと、発言しづらいことも。個人情報に関わると、さらに言えなくなる。すずの会のネットワーク会議では、個人情報が多く飛び、みんなが同じ地域のことを考える場になっている。基本的には当事者の立場に立つことが大事。

- 専門機関との関係。自ら全事業所を歩き、地域のインフォーマルなサービスも集めて、介護情報誌やインフォーマルだけをまとめたサービスの情報誌を出していることで、全てと顔がつかっている。これが専門機関との連携の手法の一つだと思う。

<常盤平の回答>

- 自治会の会長と団地社協の事務局長、団地社協会長と地区の民生委員の会長、自治会の副会長の兼務など兼務し合っている。他の役員も、自治会の役員と団地社協の理事を兼務。区の民生委員・児童委員は大体3役クラスが全て理事や自治会の役員。兼務によって、共通理解ができる。
- 孤独死の予防センターと団地社協のオフィスを一緒にし、従来より4倍の広さにし、電話相談、対面相談ができるようになった。そこに気軽に人が集まってこられることが大きい。
- 拠点を整備することによって課題をみんなで共有して事業活動を発展させていく。行政などとの連携上も連絡がとりやすい良さがある。
- 個人を大事にし、役員のための団体にしないことが大事。
- 団地社協の評議員として地域のボランティア、老人クラブ、PTA、学校など地域を構成するあらゆる団体が入り年次計画をつくっている。
- 組織的にやっていると個人のボランティアが育たない面もある。

■ 施策のレビュー 民生委員・児童委員制度について

【全国民生委員児童委員事務局】

- 民生委員・児童委員活動には、行政へ協力活動と地域の福祉課題に取り組む自主活動がある。自主活動としては、強化推進方策(第2次アクションプラン)を推進。「親子100人の知り合いをつくらう」、「災害時一人も見逃さない運動」として、民生委員間の緊急通報システムや要援護者を把握するためのマップづくり、住民に対して児童虐待をなくしていこうという呼びかけをしている。
- 民生委員の組織は、法定単位民協と任意の連合組織がある。法定単位民協は小学校区やかつての行政区、自治会、町内会レベルにある。複数の町内会を担当しているところもある。
- 今年は民生委員制度創設 90 周年という記念の年に当たり「広げよう地域に根ざした思いやり」を宣言。「安心して住み続ける地域社会をつくらう」「地域社会で孤立・孤独をなくす運動を提案して行動しよう」「児童虐待とか犯罪被害から子供を守ろう」「大変多くの福祉課題を抱えている生活困難世帯に粘り強く接して地域社会とのつなぎ役を務めよう」「災害時の要援護者活動で安否確認を進めよう」ということを進めてきた。また、児童委員版として、「地域から孤立・孤独な子育てをなくす」「問題を抱える親子を発見して必要な支援につなぐ」「児童虐待の早期発

見・早期対応、子供を被害から守る連携・協働」ということを宣言。

- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境をつくるための5点。
 - ① 行政や専門機関の担当セクションを一元化し、行政や専門機関が民生委員からの情報提供に即応する、協力要請や対応の指示を具体的に明確に行うこと。
 - ② 自主的活動の「ふれあいサロン」とか「子育てサロン」等に民生委員が熱心に取り組んでいることについて評価すること。(民生委員の励ましになる)
 - ③ 困難ケースに民生委員がチームで対応ができるような配置基準を運用すること。
 - ④ 推薦準備会を必置にすること。
 - ⑤ 行政、専門機関は民生委員の見守り活動が円滑に進められるように要援護者情報を提供するという。厚生労働省から通知が発出され、各市町村大分理解が進んできているが、さらに強力に進むように引き続きバックアップすること。
- 民生委員・児童委員活動が理解されていないということがあるが、特に主任児童委員が理解されていない。
- アンケート調査した結果、なり手がいない問題、要援護者とか地域住民のプライバシーにどこまで踏み込んだらいいのかということについて悩んでいる民生委員が多い。また、いわゆるあて職が多く多忙である。連携が取りにくいのは、警察・消防、裁判所、病院、学校、あるいはボランティア団体。主任児童委員は、教育委員会、PTA、役所の児童福祉担当課で、それぞれ割合は1割から2割程度。
- 最も頼りになる機関は、役所の福祉担当課、福祉事務所、それから民児協の事務局、先輩の会長や先輩委員。
- 委員を続けるために必要なことは、自分自身の資質の向上、地域の団体との連携があがっている。
- 行政から提供されている情報は、ひとり暮らし高齢者、生活保護受給者が6割。高齢者関係が45%、36%。障害者関係とか児童関係の情報は民生委員には届いていない状況。

【民生委員児童委員制度と社会福祉協議会についての質疑・意見】

- 当面する問題としては、民生委員の欠員問題と情報提供の2つ。
欠員に関する解決方策としては、①活動のやりがいや楽しさのPR、②活動上の悩みや負担感の解消につなげる参加しやすい研修会、③役割の明確化。
民生委員への充て職が負担になっているが、線引きをして役割を明確にするな努力がむづかしいが必要。また、このような民生委員の活動を、地域住民、推薦母体であるところの町内会、自治会に理解してもらうことが大事。特に主任児童委員については理解されにくい部分がある。地域住民に理解してもらいながら、地域の中で皆で民生委員を選んでいこうという気運を作り出していくべき。情報提供の問題については、個人情報保護法の施行によって情報提供が全くない中で、民児協の活動そのものが影響を受けている。厚生労働省から要援護者に関わる

情報の把握、共有及び安否確認の円滑な実施についての通知が出たことはタイムリーであった。しかし、対応に地域格差があるため、民生委員・児童委員の活動環境づくりについては、引き続き国から各自治体へ強く働きかけてほしい。

- 民生委員の選任については、新しくできたマンションでは自治会組織がなく困難。5年以上たたないと近隣づきあいができないので選べないことと、民生委員の中にまだ名誉職的なものが残っていることが理由。地域の中での民生委員活動の内容を理解してもらう上では、(町内会)組織の中に民生委員が積極的に入って役割を担うことが必要。
- 社協と民生委員・児童委員について、都市部と農村部、大きな町と小さなところの特徴はあるか。
 - ・ 都市部の方が自治会活動等が弱いということを反映して基礎組織のところ弱い、大阪や兵庫等の大都市部でもかなりきちんと展開しているところもある。自治会が弱いところに福祉活動を入れることによって、自治会活動が活性化するというところもある。近年東京都も23区で地区社協づくりに取り組むということもあり、困難ではあるが仕掛けるべきことは仕掛けるのが基本ではないか。
- 大阪の小学校区はなぜ活発なのか。
 - ・ 大阪は校区福祉委員会に早くから取り組んできた歴史がある。それが形式的になったが、ここ10年ぐらい、ふれあい・いきいきサロンや小地域ネットワークなどさまざまな活動をモデル的にやる努力をしてきている。
 - ・ 大阪は、方面委員を小学校区に置くという設置の仕方をした歴史がある。圏域をどう設定して誰をどう配置するかということによってよくつくられた仕組みであり、そのことが地区社協づくりにもつながっているのではないか。
- 地域で担い手は誰なのかという問題。最初に地域でネットワークをつくるのはPTA。従来は自営業や地域の名望家だったが、地域活動をしているところから民生委員の選出が行われてくるとするとその辺の担い手がどうなっているから(民生委員が)任命しにくくなってきていると考えたらいいのか。その担い手の問題はどうか考えているか。
 - ・ 地域活動や住民活動を担っている人たちが民生委員になってくるという流れがある。最近特に女性の割合が高く、特に都市部は割合が高い。無職よりも仕事をもっている人を確保しないと難しい側面がある。そこをどう確保するかについて今回(の改選では)国の方で新任の年齢を取り払ったが、地域福祉活動でどういう活動の担い手を確保するかという点は、民生委員活動に限らず大きな課題。特に常勤の人たちの地域活動への確保方法を考えることが大事ではないか。
- 地域のスポーツクラブや農園活動等色々な活動があるが、それらは推薦の母体になり得るか。
 - ・ 推薦の母体にはなり得るが、実際には自治会とかPTAが中心。
- 年齢の問題、産業構造や就業構造の変化、あるいは地域の名望家と言われた基盤が細って

いるということを考えた場合に、どういう層がリクルートされるのかという問題。地域で活動する女性が民生委員になるという福祉活動の経験者のシェアが増えるのか。あるいは保健医療関係とか法曹関係とか他分野というか、狭義の福祉でなくスポーツや青少年関係の人などいろいろあるだろう。むしろいろいろな意見から、これからの民生委員の確保という観点で考えたい。

- 市区町村社協の組織の選出基盤を少し意識して変えていくことにより、民生委員活動が逆に増えてくるようになるかもしれない。社会福祉協議会の評議員などの選出基盤と民生委員の選出母体の候補者が挙がってくるルートのようなものとの関わりなどもあるかもしれない。経済界、商店街、生協、社会・教育関係団体、NPO関係が広がってくると、もう一度地域づくりのエネルギーが出てくるのではないか。

- ・ 1%という形では入っており数をもう少し増やすということもあるが、どうしても理事、評議員というに限られてくることからすれば、実質的に協働できる場をどうやってつくっていくのが重要。まだまだ努力が必要だと思っている。

- 社会福祉協議会の法律の定義については、社会福祉法の前身が事業の法律(社会福祉事業法)のため歴史的にも事業者団体のクラブのような性格が強く、住民の地域活動の位置づけが弱い。地域福祉の担い手、ユーザーの視点がないのではないか。これからの福祉が利用者本位、住民のための福祉であると考え、この位置づけ自体がどうなのか。また、今、地域福祉の基盤として、地域団体、自治会、町内会というのが1つ基盤になる部分と、ボランティアな、あるいは地域に立脚しているけれども組織からは自由な形で活動している様々な動きがある中で、社会福祉協議会の位置づけが現行のままでいいのか。

- ・ 実態的にはかなり住民が入っているが、それが十分整理されていないという問題や権利義務関係の問題がある。そうした観点から整理すべきではないか。

《議事録》

○大橋座長

おはようございます。お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。まだ出席予定の方でお見えでない方もいらっしゃると思いますが、時間になりましたので始めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは事務局の方から委員の確認等をお願いいたします。

○事務局

本日でございますが、今田委員、木原委員、清原委員、榊原委員はご欠席でございます。続きまして資料の確認をさせていただきます。次第、座席表、資料1としてこれまでの意見の整理、資料2すずの会の資料、資料3常盤平団地の資料、それから常盤平団地の新聞、資料4厚生労働省の民生委員・児童委員の資料、資料5全国社会福祉協議会の民生委員の資料、それから別とじて資料編が準備されております。それから前回議論があまり深められなかった社会福祉協議会についての資料、前回提出資料でございます。資料7として前回の主な意見、資料8として議事録。それから一番最後でございますけれども、前回報告者でございます岩渕さんから、メモをいただきましたのでそれを添付しております。それから追加で、すずの会の方から別とじて白い横の紙をいただいております。ご確認いただければと思います。

○大橋座長

ありがとうございます。資料はございましょうか。

それでは第3回これからの地域福祉のあり方に関する研究会を始めさせていただきますが、前半部分は、できるだけ地域福祉のあり方に関することを考える上で現実の状況がどうなっているのかということをお聞きしたいということと、地域福祉推進に係る既存の制度が今どういう状況なのかという共通理解を深めるということで作業をさせていただいております。従いましてなかなか十分にまとめることができませんが、各々委員の中で深めていただいて、後半部分でそれを集約する形で検討を深めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。そんな意味で、どうしても盛りだくさんのプログラムになっておまして時間が足りないのですが、今回は全国社会福祉協議会地域福祉部の渋谷部長に本当に端折って報告いただいてすみませんでした。今日後ほど、改めて社会福祉協議会のあり方について簡単な意見交換をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今日は前半を地域の要支援者の支援のあり方ということで、川崎市宮前区野川地区すずの会の鈴木恵子さんにおいでいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。鈴木さんの事例は、今日は木原委員が欠席でございますが、木原委員の説明の中にも出てまいりましたのでそれと係らせてお聞きいただければと思っております。それからお2人目は、松戸市常盤平団地自治会の中沢卓実さんにおいでいただきました。松戸の常盤平団地で5年前だったでしょうか、白骨死体が見つかって孤独死の問題が非常に深刻になった。それを契機に、孤独死ゼロ作戦を展開した

中沢さんに今日はおいでいただいております。

それから既存制度の現状はどうかということで、前回長谷川委員からも意見がございましたけれども、民生委員・児童委員の活動はどうなっているかということで、全国社会福祉協議会民生部長の山田部長に来ていただいております。よろしく願いいたします。そして最後に、先ほど述べましたように社会福祉協議会のあり方についての意見交換をするということで、全国社会福祉協議会地域福祉部の渋谷部長に来ていただいております。ということで4人の方のお話を聞くこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速始めたいと思いますが、前回の討議の内容のまとめ等も含めまして中村企画官からご説明をお願いします。

○中村企画官

第1回、第2回で委員の皆様方からいただいたご意見を整理させていただきましたので、資料1に基づいてご説明させていただきます。

まず1ページ目をお開きください。第2回のテーマでございました「地域福祉が取り組むべき課題について」に関するご意見でございます。まず1つは地域の要支援者像ということでまとめますと、ひとり暮らしあるいは家族がいても支えにならず、その上地域から孤立していたり判断能力が不十分等により、自ら問題解決に向かうことができない状態にある方々となるのではないかと存じます。

2ページ目をお開きください。地域の問題としてあげられたことでございますが、4つにまとめさせていただきました。1つは、制度の狭間にある方にどう対応するかという問題でございます。2つ目には、既存施策では応えきれていないニーズにどう対応するかという問題。例えば、ひとり暮らし高齢者や障害者等のごみ出しや電球交換のような「時々」「ちょっとしたこと」のお手伝い。あるいは、要支援・要介護にならない軽度障害や一時的な要支援状態などにある人々の買い物や外出支援などのニーズをどう充足するか。3つ目に、地域の意識から生まれる問題にどう対応するか。自死遺児、難病家族など少数者への地域の差別偏見、無理解。あるいは障害者の病院や施設からの生活移行を受け入れる地域の受け皿づくりをどうするかという問題でございます。4番目に、総合的な対応の不十分さから生まれる問題。例えば要介護者と精神障害者、DVと子供というような複数の課題を抱えた世帯に対して複数の制度をどう組み合わせていくか、誰がどうやって組み合わせていくかという問題でございます。

3ページ目をお開きください。本日のテーマでございます「地域の要支援者への支援のあり方について」につながるご意見もいただきましたので、ここにまとめさせていただきます。1つは、要支援者への支援において必要な視点に関するご意見でございます。そもそも地域での自立とは何であるか。言い換えれば支援が必要な状態とはどのような状態のことか、ということについて明らかにしておく必要がある。あるいはケーパビリティを支援するという視点が大事。生活リスクのマネジメントという視点が大事。あるいは、フォーマルなサービスが入ることによって近隣や家族の関係から離れてしまうことのないようにする必要がある。また、一人一人の持っているつながりの関

係を丁寧に見ていく必要があるという視点も出されました。

4ページ目をお開きください。要支援者への支援の具体的な方法に関するご意見でございます。早期発見、早期予防が重要。助けを求めない状態にある人への対応が必要である。孤立化はなぜ起きるのかという検討が必要。福祉サービスへのアクセスの支援が必要。その人の生活全体をずっと見ていくような支援が必要。あるいは、福祉サービスに対して自分も役に立っているのだという気持ちで参加できるような形、何かを「しに行く」という形で福祉サービスを利用していただくのも有効な方法であるというご意見。それから、サービスと生活の総合性との関係について整理しておく必要がある。あるいは、フォーマルサービスの利用に左右されない地域との関係づくりの方法も出されました。

5ページ目をお開きください。地域の人々に対する働きかけ、あるいは地域の活動のあり方に関するご意見といたしまして「助けられ上手教育」が必要であるというご意見。知識の正しい周知が大切。日常の顔の見える関係づくりが必要。地域が持つべき機能を情報の面から考え直すことが必要。あるいは、新しい互酬性の仕組みを現実的に考えることも必要だ。あるいは、監視と見守りというのは紙一重であって、見守りというのをどうするのかというご意見でございました。

また具体的な支援事例といたしまして、社協の小地域見守り訪問、あるいはいきいきサロンでの顔見知り関係が日常の関係につながっているという事例。三鷹市の「ちょこっとサービス」あるいは「訪問させてもらう」という取り組みについてご紹介がございました。以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは早速鈴木さんからご報告をいただきたいと思いますが、先ほどもご紹介させていただきましたが、すずの会の鈴木さんは、川崎市宮前区で実践をされているということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木氏

川崎市宮前区からまいりました鈴木です。よろしくお願いいたします。座って失礼いたします。こんなに高い席で話すのは初めてなのでうまくまとめられるかどうか、お聴きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

すずの会というのをご存じない方がたくさんだと思いますので、ちょっと紹介させていただきます。すずの会というのは、もともと私が昭和 61 年から親の介護をしております、4人の親の介護に携わりました。そのときに助けてくれたのがPTAの仲間でした。その仲間たちが、私の介護が終わったときに、あなたがこれから地域のために何かやらなきゃいけないんじゃないと言って、PTAの仲間5人から出発したグループです。平成7年から活動を始めております。

今は、すずの会の活動メンバーは 59 人です。すずの会を中心にした地域の中のネットワークですが、地区社協とか町内会とか民生委員さん、それと介護事業者、施設、行政なども含めた 21 団体がネットワークを組んだ「野川セブン」というグループに発展しております。

ちょっと説明が遅くなりましたけれども、宮前区というのは川崎市のほぼ中央部にありまして、田園都市線の鷺沼駅または梶ヶ谷駅からバスで 15 分ぐらい入ったところです。交通はあまり便利で

はないところで、とても山坂の多いところ。人口は2万 7,700 名、高齢化率が 15.7%です。マンションなどもとても多くて、昔から住んでいる方もいる。それから、東急が 40 年ぐらい前に分譲開発をしたところが一気に高齢化が進んでいるという町です。団地は2つあります。県営と市営の団地が2つありまして、野川町というのは人口がとても多いのですが、中学校区になっております。そういう場所柄です。

私がすずの会を立ち上げるときに最初のメンバーの中心になってくれたのが、その中の1つの小学校のPTAの仲間です。ちょっと困ったときに気楽に鈴を鳴らしてくださいねという思いを込めて立ち上げたグループですが、できれば私たちだけではなくて地域全体を巻き込んだ活動にしたいという思いがありました。身近に住んでいる人がどんなことに困っているのか、どんな必要があって私たちは活動をしたらいいのかを地域の方々に教えていただきながら活動を進めていこう、ということを中心に今まで 13 年間続けてまいりました。

続けていくうちに、やはり自分たちだけではだめだということで「野川セブン」というネットワークもつくってきているのですが、このきっかけは、川崎市が平成 12 年に介護予防事業として「私の町のすこやか活動」というのを発足させました。自主活動団体が中心となって地域の既存の組織、町内会とか民生委員とか地区社協などとネットワークを組んで介護予防に取り組んでくださいという趣旨の活動でしたので、それを始めたところです。私たちは全く自主活動団体中心で始めたグループですが、実は川崎市の中で自主活動団体が中心になって「私の町のすこやか活動」というのを始めたのは当初私たちの活動だけだったようです。

活動の内容としては最初は介護者のサポートから始めました。それを目的としてやったのですが、ある日私たちの活動拠点になっております老人憩いの家というところに、50 代の若年性認知症の妻の手を引いた男性がまいりまして、僕と家内と一緒に参加できる場所はどこかないですかと言いました。私たちの中にはなかったんですね。介護者の会はあるけれども、お2人が一緒に参加できる場所がないということで始まったのが、ミニデイサービスです。このように私たちは何かをきっかけに次々と活動を生んできております。

ミニデイをきっかけにたくさんの事業が始まったのですが、このパワーポイントの一番左端になります。「ちょっと来てよ」というのがとても大事だと思っています。介護保険のサービスではないけれども、「ちょっと来てよ」と。それもお隣近所に声がかかけられたら、何もどこを通さなくてもお手伝いができる。それから、「ちょっと来てよ」というのは、本当に「ちょっと来てよ」ということばかりなんです。

実は私も介護保険制度が始まる前の介護でしたから「ちょっと来てよ」がなかったら私の介護はなかったなと思っております。ホームヘルパーも何も使っていませんでしたけれども、周りの人に、例えば「ちょっと出かけたければ私が出かけている間の真ん中の時間だけちょっと来てよ」と言うと、それでもう十分間に合ってしまうということを私自身が体験してきたので、ミニデイをきっかけに次々とサービスを生んでまいりました。

最近ではミニデイに来ている方も、月2回やっておりますけれども、1回につき 70 名を超える参加

者になっております。ボランティアも、実は最高齢者が92歳のボランティアがおりますので、どっちがどっちなか全くわからない。どっちがどっちなか区別していませんので70名以上の人が動いております。右の写真では、小学校の子供たちが参加しております。

次のページの写真を見ていただきますと、とても元気な様子を見ていただけたと思いますけれども、小さな枠の中に3人の男性がいる写真があるかと思えます。実は、どうしても在宅では難しくなって施設に入所する方もいらっしゃるわけですね。例えば私たちの周りのケアハウスとかグループホーム、特養などに入所なさる方もいらっしゃるのですが、入るときに彼らが「鈴木さん、俺たちあそこに入ったらもうあんたたちと会えないのかい」ということを言われたんです。ですから「いや、そんなことないよ。いつでも遊びにおいで」と言って約束をしてしまったものですから、本当に近くの施設にお入りになった方はご自由に参加していただいております。

ケアハウスからのご依頼も最近あります。というのは、どうしてもケアハウスの中で馴染めなくてどんどんうつ状態に入っていってしまう人たちを、どうやったらいきいきと生活させられるかということ施設側も悩んでおりまして、どうしてもだめな人をミニデイに参加させてくれませんかというご依頼があつて参加しております。

そうしたら突然元気になったり、実はこの間も他のイベントでケアハウスから何人もいらしたのですが「シャバの空気はうまいね」と言って帰った方がいらっしゃいました。「えっ、ここはシャバなの」と言ったのですが、そういう面白いことを言っていました。じゃあ老人会が受け入れてくれそうだから老人会につないであげるよと言ってすぐにつないで、老人会に入らせられますかと言ったら、いいですよと言うので、またそこで新しいつながりができております。

中にはグループホームに入ろうと思って見学に来たけれども、私たちの仲間のケアマネジャーが、まだ在宅で大丈夫じゃないか、何とかならないかということで、ふっとミニデイにお連れになって途端にいきいきとした姿になり、施設を考えていた妻が、うちの夫はまだまだ捨てたもんじゃないとあって、順番が来ても、もうしばらく家でみんなに助けられながら過ごしてみますという方もいらっしゃいます。

いろんなたくさんの方のふれあいがあつて私たちは楽しくやっておりますけれども、ミニデイでやっていることはその場限りのお付き合いではなくて、例えば入院したり施設に入ったり何か悩み事があったらいつでも声をかけてください、いつでも鈴を鳴らしてくださいと言ってありますので、実は先ほど他の方から、拠点はどこですか、連絡先はどこですかという質問を受けたことがあるのですが、全部我が家しかないんです。事務所とかそういうものが全くないので、メンバーの家が全部連絡先なんです。ですからメンバーは連絡をそれぞれの自宅で受けていて、事務所的なものは全くありません。

来られなくなった方たちも多くなってくるのですが、その方たちも必ず訪問をしたり施設へ私たちが出向いたりして、その方がその後どうなさっているかという様子は逐一把握するようにしております。

おばあちゃんの写真がありますでしょうか。3ページのところにとてもいい顔のおばあちゃんがい

らっしゃいますが、このおばあちゃんは 98 歳です。ミニデイに昨年まで来ておりましたけれども、心臓の具合が悪くなって来られなくなりました。この方の介護者は心に病を抱え対人関係につまづいていた息子さんです。なかなかサービスの受け入れが悪くて、ホームヘルパーさんが入っても個人的なつながりをうまく結べなくて孤立していたということから、保健師さんからのご相談で私たちが関わるようになった方です。

しょっちゅうスーパーとか道で息子さんに会うものですから、その度に皆が、元気ですかという声だけをかけていきます。そのうち信頼関係が結べて、おかあちゃんがミニデイに行き帰ってくるのととても元気になってくる、その姿を見て自分もちょっとのぞいてみたいなどということでご一緒に参加するようになった方です。

今は何とその彼がかなり状態がよくなってお母さんの介護が自分の生きがいのようになっていますが、自分も辛い思いをたくさんしているわけですね。その当事者の気持ちを、私はできれば今当事者の方たちと一緒に共有してもらえれば嬉しいなと思っていました。つい最近も、50 代の息子さんが介護度4の認知症重度のお母さんの介護をしていて、地域包括支援センターから、もう僕たちの手には負えないと言われたケースの方のところに伺いました。とりあえず遊びに来ますかと言ったら来てくださって、そのときにこの精神障害を抱えて介護中の彼に、来て一緒に話をしましょうだいたいお願いしました。何とその2人は2時間ぐらいあまりしゃべりもせずただ寄り添っていました。それで何か今お母さんの介護をしている人がとても和んだらしくて、今は逆に心配な人を探してきてくれます。鈴木さん、あそこにこんな人がいるらしいよとか、心配だよというように、みんなが気を配れるような仲間づくりになっております。当事者の力を最大に生かすようにしています。

老人ホームに入った方たちもやはり心配なので、特養の中で喫茶店をやったり、その喫茶店には地域の方どなたでも入れるように工夫をしております。それから入所なさった方たちのご様子もいつも見たり、入所の方たちとの普通の会話が楽しめる場所になっております。ケアハウスにもこれから押しかけのデイサービスをやろうと計画し施設から受入れ許可をいただきました。要するに、私たちのデイサービスに来るのも満杯で入れないよと言うから、じゃあ私たちが出向けばいいでしょうということでそんなこともやろうかなと。これからの取り組みです。

私たちはいつも「ヒラの住民」としてやっております。法人格も何ともありませんので、普通のおばさん、おじさんのグループです。そんなことをやっているのだけれども、地域の中でもっともっと拾わなければいけない人はたくさんいるわけで、ミニデイだけやっていたらいいというものではないということに気がつきまして、ダイヤモンドクラブ、ご近所サークルというのを始めました。4ページに写真入りで入れました。

ご近所単位のつながりがなければ、地域の中の本当の小さなつづやきを拾えない。拾うために私たちが工夫しているのが、ご近所のつながりをもう一回つくり直してみようということです。ちょっと気になる人を必ず1人仲間に入れてくださいということを条件にしているのと、5人ぐらい集まればいいですよということになっています。あまり負担があるとご近所サークルなんてできませんので、開催も緩やかに3回から4回ぐらいやってくれればいい、そこで顔なじみの関係ができれば、要す

るに町の中でみんな会うわけですからまたそこで気の合う仲間たちは勝手にお茶の飲みを始めるだろうという希望があったのですが、まさにそのとおりになっております。

今はご近所サークルが21カ所ぐらい野川の中でできております。宮前区の区民会議というところでもご近所のつながりをつくり直したいということをおっしゃるので、これは区内全域にこれから広がるだろうと思っています。

4ページに「私もホステス役」となっていますが、こちらは介護度4のおばあちゃんの家をダイヤモンドクラブの中心に据えております。介護サービスを目いっぱい使ってもう賄いきれないということで、どうしても週2回はご近所が見守らなければいけないということになったので、じゃあ私たちがこのお家でお茶飲みをさせていただこうということでやっております。実は、そのすぐご近所に80歳を超えたおばあちゃんでもなかなか気持ちが晴れない方がいらっしゃるのです、その方も巻き込んでおります。

5ページ6ページは、夫婦2人で具合が悪くなる方もとても多いので、ちょっと工夫をしながらお2人を元気にしている姿です。今年の夏でしたけれども、お2人で具合が悪くなって寝ているときに、俺は地域のために何もやってこなかった、何かできないかということで、山の中腹にあるお宅にベンチをつくりました。ベンチをつくってそこでコミュニティが生まれておまして、具合が悪かったお2人がベンチに座ってくる人にお茶を出してみたりお話をしたり、山坂の登り道を歩いているおばあちゃんの姿が最近見えなくなった、それは心配だというような、みんなが心配りできるような活動を今しております。

6ページに発掘のルートなども書きましたけれども、やはりまだまだ私たちの活動も発展途上ですので、これからもっと隙間を埋めるにはどうしたらいいのか、後継者をどうしたらいいのかというのはやはり課題になっております。でも、私たちの活動は主婦を中心とした普通のおじさんおばさんたちが、みんなが1人ずつ心配り目配りができるような地域づくりができたらいねということで、今ちょうど木原委員とご一緒にこの「すずの会流福祉活動の手法」をまとめさせていただいております。まだ途中ですので、これに事例を載せながら1冊にまとめてみて、ほかの地域でも同じような活動がうまくつくれるようにということで頑張っております。以上です。失礼いたしました。

○大橋座長

ありがとうございました。実践が豊かなのでどうしても15分というのは無理かもしれませんが、ありがとうございました。

3ページに、すずの会の「私たちの取り組み姿勢」というのがあって、何回も言葉が出てきて最初「ヒラの住民」って何だろうかと思いましたが、「ヒラの住民」というのはここに書いてあるように、やりたいことをすぐできるとか、遠慮はいらないとか、お金がかからないとか、私たちが主役とか、転んでもただでは起きないとか、この辺が1つのポイントになるのでしょうか。それで、要介護度4の人も自分の自宅を開放してホステス役で役割を持つ。一方的に介護されるのは嫌だよという話ですね。ありがとうございました。とても素晴らしい実践でございました。

意見は後ほどまとめていただくことにしまして、続きまして中沢さん、よろしく願いいたします。

中沢さんも思いがいっぱいでしょうけれども、ひとつよろしくお願いします。

○中沢氏

中沢でございます。今日は中村局長と大橋座長を前にお話しさせていただけるということで本当に光栄に存じております。そして地域福祉が中心でございますので、今日は傍聴者の皆さんがその主役なんだろう、そう思っております。皆さんと一緒に考えてまいりたいと思います。

私どもの常盤平団地というのは、昭和35年の春に大きな公団住宅の第1号としてつくられました。昭和30年当時、松戸市は6万ちょっとの人口でございましたけれども、10万都市になるのが夢でした。団地ができて松戸市も大きく都市化になっていったわけですがけれども、団地が2年間にわたってでき上がりまして、2年後に常盤平団地自治会をつくりました。

私も結成総会に参画しておりました。そのころからずっと団地自治会の役員として参画しております。そういうことで45年間の役員歴がございます。その中で22年間、連続して会長職を仰せつかっているということでございます。

従って私は今、松戸市の社会福祉協議会の理事もやっております、行政との関わりもかなりありました。ご存じのように地域福祉計画のメンバーにも入っておりましたし、私どもの社協の地域福祉活動計画、今は3次の活動計画をつくっておりますけれども、1回目2回目3回目の策定部会長として取りまとめ役を果たしておりました。そういうささやかな経験ではありますけれども、私どもは特に孤独死の問題等をやっております、資料の中に事例がいくつかございます。私が今日お話し申し上げるのは、資料3の研究会の報告というのがありますが、時間がありませんので事前に担当者と打ち合わせをさせていただきまして、事業のあれこれよりもどうしてこういう事業が展開できたのかという話をしてくれということでございましたので、かいつまんで項目別にご報告申し上げます。

まず、地域福祉が最近、強調されております。これからの新しい時代というのは地域福祉の新時代を迎えるのだらうと思います。従来、社会福祉ということでくってございましたけれども、これからは地域が主体にならなければいけない。これは私の持論でもありましたし、時の流れはそういう方向に来ているのだらうと思います。

そうすると、地域を預かる者として地域をまとめていかなければいけないという課題が出てまいります。地域力を深める、あるいは福祉力を地域で高める、これが決定的な要素になってまいりますから、そういう意味では、地区とか地域を構成しているのは何といても基本は自治会、町会です。防災であろうと、防犯であろうと、ゴミ出しの問題であろうと、行政と地域が協働し合うということになってまいりますから、基本的な組織は町会、自治会だと私は思っております。

それをまとめるには役員会をきちんと開く。あるいは代議員会。棟ごとに1名ずつ代議員がおりますけれども、代議員会をきちんと開く。会社であろうと団体であろうと、どこでも役員会を成功させることが活動を成功させ、そして地域を変えていくことになる。原点はそこだと思っております。そういう意味で私どものところでは、役員会をどう成功させるかということにかなり腐心しております。

それと、私どものところでは12年ぐらい前に団地地区の社会福祉協議会、いわゆる地区社協を

つくりました。市内でトップをきってつくった形ですけれども、この協議会と自治会が一体になってやっていくことは非常に重要だと思っております。

そして私どもの自治会においては、皆さんのところに資料を提供しておりますけれども「ときわだいら」という会報をつくっております。これは自治会結成して以来つくっておりますから541号、タブロイド版で全戸配布しております7,000部つくっております。関係者のところにもお配りしておりますけれども、松戸の市役所にも300ぐらい行っております。課長さん以上には全部見ていただいております。会報を発行するという事は、地域ぐるみで事業を展開することに欠かせないものだと思います。そういう意味で、自治会結成以来、毎月10日にこれを発行しております。こうすることによって本当に住民と一緒にやる、また理解を共有していく、そういう1つの手段にしております。

それから、団地の自治会と、団地社協、それから民生委員、これは地域を構成する3本柱だと私は思っております。ここの3者がしっかりまとまっていなくて有効な孤独死の対策もとれません。ここがしっかりしているといろいろなことが展開できる。私どものところでは、自治会の役員と民生委員の主な3役、それから団地社協の理事が兼任で全部やっております。従って、それぞれ理事会あるいは役員会といろいろな会議がありますけれども、大体皆さん兼任ですから、その課題については共有する形をとっております。地域の3本柱の団体がまとまっていくにはこれを無視してはいけません。僕は思っていますから、課題を共有しあって歩むという意味でこれは重要だと思っております。

地域を構成する主な団体をしっかりまとめることが、地域の団体サークルあるいはPTAとかいろんな団体がありますけれども、それをまとめていく中心になっていく。そういう意味で、地域のことを考えるときに、あるいは地域福祉を考えるときに、私どもの合言葉というのがありまして、12年前に地区社協をつくったときに「みんなで福祉の心でまちづくり」をやるよというのを合言葉にしております。まちづくりは、かつてはハードのことだったんですね。真の意味でのまちづくりというのは人づくりなんです。この人づくりがまちづくりになっていく。私どもがいろいろ事業展開をする中で、やはり地域のコミュニティをどう再生するかということを抜きにしては、地域福祉の発展はありえないと思います。

そういう意味で、地域住民の自覚を高め意識改革を成し遂げていく。この役割が自治会や団地社協や地域のリーダーに課せられている重要なところだと思っております。私は地域の幸せづくりは地域住民とともに考えてともに歩む、これを原則にしております。

そして報告の2ページに書いてありますけれども、地域をまとめていくには地域のリーダーの役割が非常に重要でございます。リーダーの役割を私の経験の中でかいつまんで(報告書の中に)まとめてありますけれども、リーダーたるものは、平たく言うと大いに汗をかくこと、ときには恥をかいてもよろしい。そして大いに原稿を書くことだと思います。原稿を書くということは皆さんと地域と一緒にやるということです。

往々にして今、町会、自治会というのは形骸化して名誉職とか言われておりますけれども、地域

を支えている町会、自治会がしっかりしていないと周りの関係団体もしっかりしないという関係になっております。

原稿を書くというのは、何も新聞の原稿だけではないんです。会議を開く、何を議題にするか、私どものところは毎回9本から10本ぐらい報告と議題を設定しております。この設定の仕方が大事なのです。いろいろな課題が多い中で何を具体的にやるかという企画書をつくる。それから役員に対して招集状の原稿を書く。そういったことが大事なのです。そういう意味で、大いにリーダーたるものは原稿を書く、このことが非常に重要だと私は思っております。

それから地域にはさまざまな人がおりますから、地域全体を目配りする、気配りする、それから思いやりの心で接するということです。ここにも(報告書の)2番目に書いてありますけれども、目配り、気配り、思いやり、この3つの要素をやり過ぎることはありません。これを粗末にすると運動が発展しない。

それから、リーダーの役割7つの心得というのを私なりにまとめてありますけれども、複雑な世の中、あるいは高齢化一つとってみても急速に進展する、少子化も進むという中で、我々がやるべき道を示すことが重要なんですね。小さなことも大きなこともわかっていなければいけません。道を示すこと。それから企画を立てること。企画を立てる能力を磨くと言ってもいいと思いますけれども、企画を立ててそれをみんなでやる。そういう配慮をすることが大事です。特にこの3つが非常に大事だと僕は思っています。

それから自分が一生懸命やるとやらない人が目立つことがあって、どうしても愚痴が出てくる。人の悪口を言いがちなんです。リーダーたるものが人の悪口を言ってしまうと、百害あって一利なし。これは厳に慎まなければいけないことだと思っています。それから各政党との問題、女性に対して優しく思いやりを持ってやる。6番目に書いてありますけれども、昼間の主役は私は家庭の主婦だと思っています。子育て、教育、買い物を通して昼間の地域の主役は家庭の主婦なんです。家庭の主婦の協力がなかったら発展しません。

それから「補って、補ってもらう」という関係を理解しておく必要がある。会長だって何でも知っているかというところではありません。せいぜいやったって60%ぐらいです。あとの40%は他の人たちから補ってもらう。また、他の役員の方を私どもが補っていく。みんな特技、得意な分野もありますから、この補い合うということはとても大事だと思っております。

一番最後には、現場から学ぶということ。現場から学ぶというのは大事なことです。ここに3つに分けて書いてありますけれども、住民のために福祉をやるということは何といっても住民実態から学ぶということが基本だと思います。そういう意味で、経験から学ぶ、あるいは現場から学ぶ、置かれている実態から学ぶ、そういう学ぶということが大事なことです。これは雲の上の話ではありませんからね、住民の中のことですから。

それから、住民と一緒に話をするときは難しいことを易しく説明するようにしています。偉い人は難しいことを難しく言いますが、難しいことを易しく、易しいことを深く、深いことをおもしろくやる。大体こういう地域活動というのは楽しく、やりがいがないと発展しません。おもしろみがあると

みんなが一緒になってやる。そして大事なことは、人の喜びをもって我が喜びとする。この精神を身につけていくと、みんなが一生懸命やってくれます。人を泣かせて自分だけ潤うというのは良くないですね。

そういうことで特に孤独死のことで申し上げますと、私どもが孤独死で一番学んだ基本は、人間どう死ぬか。どう死ぬかということは、どう生きるかという課題だということ学びました。だから生きるための「いきいき人生」というのをゼロ作戦の4番目に書いてありますけれども、どう生きるかという課題で私どもがこの問題をとらえて、地域の大きな力にしております。

繰り返しになりますけれども、これからは新しい時代に合わせた地域のコミュニティをどう再生するか、このことが大きな命題だと思っております。これからも傍聴者の皆さんと一緒にこの問題を考えてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○大橋座長

どうもありがとうございました。都市化の典型である中層住宅団地における住民活動はどうあったらいいかというお話をいただきましたが、いただいた資料の確認も含めてですが、10ページに常盤平団地がやっている孤独死ゼロ作戦の1つの考え方ですが、孤独死しないために自治会役員、近隣、民生委員・児童委員、家庭推進員、棟の連絡員、市政協力委員、こういう人たちがいて自治会と社協と両方の組織でつながっているという図。それから11ページには、社協が「あんしん登録カード」をつくっている。プライバシー保護が難しい中で、こういうのを出しながら確認していくということでしょうか。そして13ページに1つの事例として、午前中に亡くなられた方を午後に見つける。結果的にこういうネットワークで実際に対応していますよということをお聞きしました。ありがとうございました。

それでは、先ほどの鈴木さんの報告と今の中沢さんの報告を含めてご質問をいただきたいと思っております。

○和田委員

大変興味深い発表をありがとうございました。鈴木さんに2つご質問ですが、1つは、すずの会の活動をやっていてネットワークが本当に必要だと思ったと。それで区の呼びかけでしょうか、市の呼びかけにこたえるというか、そういう条件があってネットワークをうまくつくられたというお話だったのですが、今の、すずの会とネットワークがあることとの関係ですね。必要だと思われたことがうまくいっているのか、その辺のところは1つ。

それからもう一つは、ニーズがあればサービスや活動をどんどん開発していくというお話だったのですが、そのニーズにすぐこたえていくということは、誰と相談してどんなふうに行うということになっていくのか。あるいは始めるときに何か考えていらっしゃる条件のようなことがあるのか、そのあたりのことを教えていただきたいなど。

それから中沢さんに1つ。さっき自治会と民生委員と団地社協の兼務で問題を共有するようになっているとおっしゃったのですが、団地社協というものはどういう人たちで構成されていて、自治会との兼務あるいは3者が協働することがどんな効果をもたらすのかということをお聞きしたい。

ればと思います。

○大橋座長

他にいかがですか。三本松委員お願いします。

○三本松委員

2つの組織のお話を伺って、1つは組織のあり方として強い組織のあり方と弱い組織のあり方という感想を持ちました。

鈴木さんにお伺いしたいのですけれども、先ほど話題に「ヒラの住民」であり続けるというのが1つありましたけれども、リーダーのあり方との関わりで「ヒラの住民」であり続けるというときにリーダーの問題はどういうふうになっていくのかということと、「ヒラの住民」であり続けるというのはどのようにして可能になるのかということをお教えいただけたらと思います。

○佐藤委員

似たような話になるのですけれども、今言われたように活動展開が、特に鈴木さんのところはニーズを新しく見ながら展開していく、和田委員からは、どういうふうに皆さんがやられるかということでしたが、そういう考える場をどういうふうに設定されているのか。考えられる場ですね。そういうことを考えられる場をどういうふうに持っていらっしゃるのかということが1つ。

それともう一つ、専門機関との関係ということをお聞きされていて非常に重要な視点だと思いますが、後の方を見ると関係機関を育てるというふうになっていて、私はとてもいい視点だと思うんです。住民の皆さんの側から資源として専門機関とどういうふうに関わっていくのか、どういうふうに協働の場をつくっていくのか、どういうふうに専門機関を引っ張ってくるかという視点は非常に重要な視点だと思うのですが、具体的なやり方がありましたら併せてご説明いただきたいということ。

あと中沢さんの方ですけれども、拠点をお持ちになられているということと、例えば相談を毎日やられていると資料の中では書かれているのですが、毎日相談をやるということになりますと、誰がその相談を受けていらっしゃるのか。その相談から出てくるニーズなりいろんなことを実際に活動につなげていく場を、鈴木さんのところと同じようにどういうふうに確保していらっしゃるのか。要するに皆さんが課題を共有していく場をどういうふうにつくられているのか、そこでどういう検討をされているのかということをお聞きを少し簡単にご説明いただければと思います。以上です。

○金井委員

大変興味深いお話で勉強させていただきました。お二方にちょっと教えていただきたいのですけれども、一般に自治会、町内会というのはだんだん組織率も下がってきて体力がなくなっていると言われておりますが、しかしその自治会、町内会に頼らないと地域福祉は難しいのではないかと話もあります。力がなくなってくるところにさらに頼むというのはますます地域が疲れそうだという話がずっと気になっていたのですが、いろいろお話を伺っていると、PTAとか自治会と地域福祉が結びつくことによって、お互いに弱まっていくのではなくて相互にエネルギーを回転させることで強まっていくような印象を受けたのです。そこら辺の、既存のPTAとか自治会あるいは町内会が弱まらないで地域福祉の活動をする中で強まっていく秘訣と言いますかメカニズムみたい

なものかもしれませんが、ぜひ教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○大橋座長

では小林委員。

○小林委員

論点になるのですけれども、お2人の今日の報告を伺っていると、鈴木さんの方は地域の普通の住民で、中沢さんの方はどちらかという組織をベースにしてやっつけらっしゃるわけですね。この違いはどうなるのだろうか。同じ見守りとかサロンをやっているわけですが、どういう関係になるのかというのは論点かなと思いました。

○大橋座長

あまり論点を深める時間がないのですが、先ほど金井委員の言われたこともとても大事なことで、単体の組織だと力が弱ってしまうけれどもそれが結びつくことによってプラスアルファのエネルギーが出てくるとか、本体もとの組織も活性化するというのはとても大事な問題だし、今小林委員が言われたのもそうですし、そんなことも含めてそれではご意見をいただきましょうか。鈴木さんよろしく。

○鈴木氏

難しいことはあまり考えてやっていないので、果たしてご参考になるかどうか。すずの会がネットワークが必要になってきたのは、私たちが幾ら頑張っても50人60人の組織では地域全体を見守るわけにはいかないわけです。それと、やはり私たちの力には限界があるのと、民生委員とか地区社協とかそれぞれの団体、それぞれの組織の中でつながりを持っていらっしゃるの、その力をお借りしたいということで私たちが声をかけて、ネットワークを組もうと。それでそこに入ってきてくださったんです。最初はあまり良いお返事ではなかったのですが、同じ土壌であり組織力のないところが中心になるというのは、自由に話ができる。それは全く平らな関係で上下関係がないということであまりいいのだと思います。そのネットワークはニーズの開発にもつながります。ネットワーク会議というケア会議みたいなものを毎月、いろんな団体それから行政とか、介護保険の事業者とか、ケアマネジャーとか、地域包括支援センターとか、いろんなところが入ってやっております。そこで自主活動団体が活動内容の報告ですとか、各グループが抱えている問題をそこで毎月出します。そこで、例えばじゃあここは地域包括支援センターが受けるとか、そういう橋渡し役の場が毎月1回。それから、すずの会の活動報告定例会もやっておりますので、そこでもニーズを出し合う。緊急に問題が起こることもしょっちゅうあるのですが、その会議はしょっちゅうやっております。全員が集まらなくても、その周りだけが集まって話し合うということは1週間に2回も3回もということもあるわけで、事があるたびにみんなで話し合う機会を持って、それは例えば誰かのお家でやるとか、そういうことをやっております。それから強い組織と弱い組織ですが、今言ったように強いところに入ってしまうと、そこに流されていってしまうというか物が言えないような状況になって、私たちが地区社協のメンバーだったりしますけれども、「実はこうだったよ」とか、「あの人がどうだ」という話がなかなかできないんですね。個人情報はどうのこうのというもって言えなくなってしまう。私た

ちのネットワーク、ケア会議みたいなどころでは、個人情報ばんばん飛び交うというような会議ですから、そこではみんなが同じ地域のことを考える場になっております。基本的には当事者の立場に立つことです。それから専門機関との関係ですけれども、どうやって私たちが結べているかというと、介護者の方から介護の情報がないということと言われて、平成 11 年につくったのが「タッチ」という介護情報誌です。私たちが全事業所を歩いて、それから地域のインフォーマルなサービスのところも全部集めてこういう情報誌を出しているおかげで、どこも全部顔がつながっております。ですからこれはとても強みだと思っています。利用者の視点でまとめた情報誌ですので、これが多分役になっているのだらうと思っています。それからインフォーマルだけをまとめたこんなサービスの情報誌もつくっておりますので、これが多分専門機関とのうまい連携の1つの手法だと思っています。

○大橋座長

今の情報誌は1ページの一番左下の「ミニデイをきっかけに」の、介護者の会のところの介護サービス利用情報「タッチ」5冊1万 9,500 部という、このことでございますね。気をつけなければいけないのは、野川地区といっても2万 7,700 人住んでいて、その中でダイヤモンドクラブが 21 つくられているということで、2万 7,700 を全部フォローしているわけではない。その中の気がついた住民が横につながって自分たちで活動するのだけれども、そのときにちょっと気になる人を仲間に1人ずつ巻き込んでいこうよという活動ですね。そう考えていいですよ。それで事務所をつくるわけでない、重装備ではない、自分の家をミニデイのサロンにして、という話ですよ。だからある意味で、気がついた人たちが横につながれば結構できるということだと思います。これが2万7,700まで全部組織できたらすごいなと思いますけれどもね。ありがとうございました。

地域福祉の実践としてはもっと深めて聴きたいことがあるのですが、とりあえずそういうことで。では中沢さんよろしく申し上げます。

○中沢氏

1番目は兼務の問題ですね。例えば私は、自治会の会長であるけれども団地社協の事務局長でもあります。それから私どもの団地社協の会長は、地区の民生委員の会長であり自治会の副会長。副会長も4人おりますからね。そういう形でお互いに兼務し合っている。大体役員の方も、自治会の役員でありながら団地社協の理事も兼ねてやっている。民生委員もそうです。地区の民生委員は大体3役クラスが全部理事とか自治会の役員など何らかの形に入っております。

兼務することによってどういう効果があるのか。団地社協は福祉が中心の活動ですけれども、自治会は運動会、盆踊り、もちつき大会という3大行事があるんですね。そういったものにもお互いに参加し合っている。どういう形でこれが運ばれるのかということも最初から皆さんで共有しているんです。だから足並みそろえて共通の理解で物事を運ぶことができる。共通の理解を高めるということは成果も共有していくわけです。そして問題が発生すれば、それをどうやって解決するか、これは1つの団体で考えるより3つの団体がみんな考えていった方がいいんです。

民生委員は民生委員独自の守秘義務もありますし、上から与えられた課題もありますから、そう

いったことについても民生委員任せにしないで役員もみんな理解し合っていく。最初からそれを行っていますから当たり前のようになっていてきます。そのかわり忙しさは出てきます。この忙しさというのは、皆さんがお手伝いしてくれるということでまた皆さんもやりがいを高めていく。そういう意味で兼務はだめだという声は全くありません。

それから拠点は、地域で事業を展開する場合に拠点なしには発展しません。個人の限界があるわけです。個人はあくまで限界がありますから。例えば私どもには自治会事務所というのがあります。これは独自に当初からつくってありますから、ここには職員が大体3名プラス4名おります。常時3名おりますから、そこで自治会の問題を事務的にも処理していくこととなります。

そしてその隣に団地社協という小さな事務所があったんです。もう5～6人入るといっぱいになるようなところでした。それを、孤独死に取り組む中で、大きな会議室がありまして、それを思い切って2つに割って孤独死の予防センターと団地社協のオフィスを一緒にしました。従来より4倍ぐらい大きくなったんです。そうすることによって何ができるようになったかという、まず電話相談ができる、対面相談も別の部屋でやれる、そしてそこに住民が出入りする。団地社協では、例えばお年寄りの70歳以上の「ふれあい会食会」これも15年ぐらいやっていますからね。それから「いきいき大学」という講座を毎月やっております。それからいきいきサロンをやっているし、敬老の集い、ホームヘルプ事業もやっていますから、そういう事業をやるとかなり事務量が多くなりますから、それも皆団地社協の事務局と予防センターの事務局で全部こなしております。

何といってもそこに気軽に人が集まってこられる。そういう非常に大きな役割を果たしますから、拠点があるなしでは、事業活動の発展からみると個人の場合は限界があります。拠点を確保することによって地域コミュニティ再生を図っていく、あるいはまちづくりの拠点にもなってくる。そういう役割を果たしますから、拠点を抜きにした考えは私どもはとっておりませんし、そういうことによって課題をみんなで共有して事業活動を発展させていく。そして地域包括支援センターではいろいろな具体的な事業がありますけれども、その事業とも連携していく。あるいは自治会では防災とか防犯とかいろいろなことがありますけれども、それも行政と私どもが共有していく。拠点があれば、そこに連絡し合っていけば簡単に済みますからね。そういう良さがあります。

それから、組織が中心か個人が中心かということになってくると思いますが、組織というのは、組織も大事にするけれども個人を大事にするんです。個人を大事にしない組織なんて僕はあり得ないと思っています。その団体が役員のための団体になっているとそういう傾向が出てまいります。ワンマン会長がいると、会長のための組織になってしまう。そういうことは厳に慎まなければいけないと思っております。そういう意味で、組織と個人をあえて分断して考えるというのは、僕はあまりよくないと思っています。

拠点が、行政なりいろんなところと一緒に幅広くやっていくことが大事ですから、そういう意味では個人を非常に大事にする。私どものところでも老人クラブとかさまざまな団体、サークルがありますけれども、そういう組織は全部大事にする。それから評議員として参画してもらっております。地域のボランティアとか、老人クラブとか、PTAとか、学校とか、そういった地域を構成する

あらゆる団体の皆さんにも入っていただいて、皆さんでこういうことをやるんだという年次計画をつくっております。

何といっても、社会福祉協議会あるいは自治会も住民皆から会費をいただいていますから、私どもの成果は住民に返していかなければいけません。だから、あえて個人とか組織というものはあまり意識しないで、それは個人のためにやっているのですから。ある意味では、私どものところは組織的にきちんとやっていますから個人のボランティアが育たない面もあります。そういう要素があると思いますけれども、とにかく個人個人のために皆やっているわけですから、そういう視点に立っていますから、あえて個人対組織という形の分け方はしていません。

○大橋座長

中沢さんの資料の5ページのところで確認をいただきますと、5,359世帯、人口がどのくらいでしたっけ。

○中沢氏

団地をつくった当時は高齢者が一人もいなかったんです。みんな20代後半から30代でしたから、年寄りがいなかった、ゼロだった。高齢化率がゼロ。それで、かつての最盛期は1万5,000人から2万人近くいたのだらう。35年入居ですから大体入居して子供をつくったということ。東京の住宅難解消の意味でつくった面がありますから、そうすると最終的には50年代の初めごろになりますと、例えば団地の第一小学校の児童数はゼロからスタートして一番多くなったのが1,700人。それが今では少子化の中で350名に減っております。完全にひし形になっている。それから今度は第二小学校をつくりまして、それも大体300人からスタートしてどんどん増えて、やはり50年代に入ると1,800まで児童数が増えたんです。今それが、隣にマンションができた関係もありますけれども、児童数が600に増えたといって学校の先生は喜んでいるんです。580とか590とかになっていますから。「中沢さん、今年は600名に増えた」と言って喜んでいました。そういう状況で、小学校でも児童数がひし形になってきています。

人口は、市役所は基本台帳でやっていますから、外国人籍を除くという形でやっているんです。これによると常盤平団地の人口は大体8,500。それで外国人籍の人が世帯数でいうと450いらっしゃるから、全体で団地の人口は9,000人ちょっと超えているのが現状となっております。

○大橋座長

それで高齢化率がどのくらいですか。65歳以上の高齢者の率。

○中沢氏

現在30%です。つまり、当初の入居当時はゼロから。今は30%に至っております。大体65歳以上に仲間入りするのが年間で150名おりますから、どんどん高齢化率がアップしています。

○大橋座長

それでここに書いてございますように、団地の自治会だよりが出ていると同時に、地区社協会報が年3回出ているということですね。6ページに行きまして、団地の社協の理事会を毎月第2金曜日午後2時からやって、その都度事務局ニュースを出している。大変なことですね。6ページの一

番下の方に相談事業で、先ほど話がありました電話相談を毎日、対面相談もしている。これは拠点があるからできることだという話をしてくださいました。

まだ尽きないのですが次の項目がありますので、一言だけ鈴木さん、さっき後継者難という話がありましたけれども、金井委員さんの質問になるのですが、典型的に鈴木さんはPTAで一緒の仲間を支えられてそれで地域に還元となりますが、そうすると仲間がやや閉鎖的になってしまうのか、もっと新しくPTAもどんどん後継ぎが出てきているのか、その辺を一言だけちょっと。

○鈴木氏

仲間5人で始まりましたが、今は入っているのは全く違うメンバーです。それからリーダーは私が続けておりますけれども、やはり新しいリーダーをつくらなければいけないということで、地域の中でいろんなところで関わる人がいっぱいいますので、その中からまたリーダーをとっています。

○大橋座長

それでは、まだ深めたいことは山々ですが、大きな2番目の柱に移らせていただきたいと思えます。既存の地域福祉推進に係る制度の実態ということで、民生委員・児童委員について今日は説明をいただき意見を交換したいと思えます。まず中村企画官からご説明をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○中村企画官

では資料4に基づいてごくかいつまんでご説明させていただきます。

資料4の1ページ目をお開きください。まず民生委員・児童委員の位置づけでございます。民生委員法において「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」と規定されておりまして、市町村の区域に置かれます。また、児童福祉法に基づいて児童委員も兼ねるとされておりまして、性格でございますが、平成12年の民生委員法改正までは「名誉職」とされておりまして、平成12年の改正によって「給与を支給しない」という位置づけになってございます。また、守秘義務と政治的中立が規定されておりまして、民生委員の委嘱は厚生労働大臣、職務に関する指揮監督は都道府県知事が行うとされておりまして。

2ページ目をお開きください。要件及び委嘱手続き、定数でございます。このうち定数についてご説明いたしますと、定数は厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定めるとされておりまして、平成18年3月31日現在の定数が22万9,896名、実際の数が同じ平成17年度末で22万6,613名でございまして、全国ベースで定数充足率が98.57%でございまして、指定都市で低い傾向にございまして。

数やバックグラウンドにつきましては10ページ以下にございまして、10ページをお開きください。平成17年度末で22万6,613名。平成7年度に男性と女性の比率が逆転いたしまして、現在では約6割が女性になっております。

11ページ目をお開きください。年齢でございますが、60歳以上の方が全体の7割を占めるという

状況でございます。

12 ページ目をお開きください。経歴でございますが、現在の就労状況としては無職が5割、自営・経営が2割。前職といたしましては、サラリーマン、自営・経営、農林水産業などの福祉未経験者が8割という状況でございます。

次に3ページ目にお戻りいただければと存じます。職務でございます。民生委員は住民の生活状態に関する調査・実態把握、相談支援を行うほか、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っておるところでございます。具体的な活動例につきましては、次の4ページから9ページに掲げてございます。

5ページ目をお開きいただきますと、いろいろな法律において民生委員さんの位置づけがなされているということがおわかりになると思います。6ページ目の一番下でございますが、最近は大災害時の要援護者避難に関しても民生委員さんの役割が期待されているところでございます。

近年プライバシーの問題もございまして、個人情報保護法への過剰反応などでなかなか個人情報が入手しづらいという状況もございまして、これについて厚生労働省といたしましても、民生委員さんに例えばひとり暮らしの高齢者、あるいはひとり親家庭、あるいは新生児のいる家庭の名簿など必要な情報を提供してくださいということで、市町村の方にもお願いもしているところでございます。

主な活動実績でございますが、13 ページをお開きいただきたいと存じます。年間の総活動件数は約3,000万件、相談支援活動については784万件という状況でございます。分野別に申しますと、高齢者に関することが半数を超えている状況でございます。内容につきましては、日常的な支援、在宅福祉、健康・保健医療等々幅広い相談を実施していただいております。民生委員さんお1人の1カ月当たりの活動といたしましては、相談支援件数が約3件、訪問連絡調整回数が約17件、その他の活動件数が約8件ということになっております。1カ月当たりの平均活動日数が13.2日という状況でございます。

14 ページ目をお開きください。活動状況の推移でございますが、近年相談支援は減少傾向にございますが、いきいきサロン等の地域福祉活動、自主活動は増加傾向にございます。

15 ページ目及び16 ページ目は、民生委員・児童委員の沿革でございます。お目通しいただければと存じます。17 ページ目は民生委員・児童委員活動への財政的支援でございまして、地方交付税あるいは国庫補助事業合わせて約154億円という状況でございます。18 ページ目は、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の流れを図に示したものでございます。お目通しいただければと存じます。

19 ページ目でございますが、前回清原委員の方から地方分権改革推進委員会において民生委員・児童委員の委嘱に関する問題提起が行われているというご発言がございましたことから、今回その地方分権改革推進委員会における問題提起の概要、そして厚生労働省の見解、及び全国民生委員・児童委員連合会の見解をそれぞれまとめておきました。お目通しいただければと存じます。

以降 20 ページ以下は民生委員法及び児童委員法の概要でございます。以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは引き続きまして全国民生委員・児童委員連合会の事務局の山田部長からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山田氏

それでは、民生部は資料5と資料編の2つ資料を用意させていただいておりますので、それに基づいてお話しさせていただきます。

まず資料5で1枚おめくりいただきまして、表題にある民生委員・児童委員活動についてということでございます。今ご説明がありましたように行政との関係の協力活動ということと、自主活動というのは、自主的に地域の福祉課題に取り組んで福祉のまちづくりを進める、としております。

最近では一番下でございますけれども、自主的な活動ということで、全国の児童委員活動の強化推進方策——私どもは第2次アクションプランと呼んでおりますけれども、そういうものを推進して「地域の親子 100 人と知り合い、支えあおう」ということをテーマに進めています。それから、「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」ということで、災害時の安否確認を平時からきちんと進めていくことが必要ではないかということで、民生委員間のものですけれども緊急通報システムとか、要援護者との関係で把握するためのマップづくりなどを進めています。それから児童虐待の取り組みということでは、住民に対して児童虐待をなくしていこうという呼びかけをさせていただいております。

民生委員の組織、2ページでございます。法的に位置づけられているところで、法定単位民協と呼んでおりますけれども、そういう位置づけの組織と、そういうものとは違って任意で連合組織を持っております。その関係を図にしたのが3ページでございます。法定単位民協といいますのは、イメージとしては小学校区に組織されているとお考えになっていいと思います。ただし小学校が全国で2万校ありますから、法定単位民協は1万ですので、必ずしも一致した形にはなっておりません。あるいはかつての行政区ですとか、自治会、町内会というレベルで民児協というのがございます。民生委員はどちらかといいますと自治会、町内会を区域として置かれているということですが、1つの町内会というよりは複数の町内会を担当しているということもございます。

4ページでございますけれども、ここでもレポートされておりますように非常に地域社会に不安感が広がっているとか、大変深刻とか痛ましい事件が非常に増えているということがございまして、今年が民生委員制度創設 90 周年という記念の年に当たっておりますので「広げよう地域に根ざした思いやり」ということで、先ほど思いやりについて中沢さんの方からお話がありましたけれども、こういう思いやりを広げていこうということを宣言いたしました。

安心して住み続ける地域社会をつくろう。それから先ほどご発表がありましたけれども、地域社会で孤立・孤独をなくす運動を提案して行動しよう。児童虐待とか犯罪被害から子供を守ろう。大変多くの福祉課題を抱えている生活困難世帯というのがありますので、そこに粘り強く接して地域社会とのつなぎ役を務めよう。それから災害時の要援護者活動で安否確認を進めようということで、

この運動が大変大きな反響がございました。私どもとしては第2次の「災害時一人も見逃さない運動」を進めていこうとしています。

児童関係では、同じ「広げよう地域に根ざした思いやり」の行動宣言として児童委員版を作成しておりまして、地域から孤立・孤独な子育てをなくす。問題を抱える親子を発見して必要な支援につなぐ。児童虐待の早期発見・早期対応、それから子どもを犯罪被害から守る連携・協働ということを宣言した次第でございます。

資料をおめくりいただきまして5ページですけれども、要援護者の発見・見守りと通報・情報提供というのが大変大事だと認識しています。地域で孤立して疎外されている個人世帯を発見して見守る、あるいは関わる。それから、ご紹介させていただきました福祉マップをつくって日常的な要援護者の把握を進めるということが、災害時の運動を進めてきて非常に効果が高いと実感しておりますので、こうしたマップづくりをさらに進めていきたいということです。

それから市町村行政とか専門機関、社協とつなぐ、あるいは一緒になって進めていくというのがさまざまなケースについて大変大事でございますので、そうしたことを進めていく。それから、地域社会にさまざまな団体がございますので、民生委員だけということではなくて連携協力をしながら進めていくということです。それはとにもかくにも信頼関係大事ですので、守秘義務を徹底するというところでございます。

次のページでございまして、全民児連の中でさまざまな議論がされている内容をまとめさせていただいたものでございます。民生委員が活動しやすい環境をつくるというのが大変大事だということで5点あげさせていただきました。

1つは、民生委員からの通報・情報提供を有効に活用して、また即応的に対応するような行政それから専門機関の担当セクションを一元化するというのが極めて重要ではないかということ。それから、行政や専門機関からの協力要請とか対応の指示を具体的に明確に行うという双方向が非常に大事ではないかということです。

それから自主的活動ということで進めております「ふれあいサロン」とか「子育てサロン」、住民の皆さんと一緒に進めております活動について「積極的に評価する」と書いておりますけれども、何か点数化するというのではなくて、日ごろから民生委員がこういう活動に熱心に取り組んでいることについてご苦労さんとかありがとうとか、そういう気持ちが非常に民生委員の励ましになるのではないかとございます。

3つ目が、困難ケースとか多問題地区に対して、できたら複数の民生委員の配置とかチームによって対応ができるような配置基準の運用と書かせていただきましたけれども、この点は民生委員活動の中でも大分工夫が進んでおりますし、社協のふれあい委員との協力などもできておりますけれども、大変地域社会の中で難しいケースが増えておりますので、協力しながら進めていくという関係ではないかということです。

4番目ですけれども、民生委員の推薦が小地域単位、先ほどかつての行政区ないし小学校区と申し上げましたけれども、小地域から行う仕組みとして自治会長さん、あるいは地区社協の会長さ

ん、民児協の会長さんなどによる民生委員候補者の選出が必要ではないか。現在自主的に推薦準備会のようなものを設けて進めておりますけれども、これを必置にするということが大事ではないかということです。

それから5番目ですが、行政、専門機関は民生委員の見守り活動が円滑に進められるように要援護者情報を提供するというごさいます。これは厚労省からこの視点で通知を発出していただきまして、各市町村大分理解が進んできておりまして、民生委員・児童委員に対する情報の提供がかつてよりは円滑に進むという報告を各地から得ております。これがさらに強力に進むようにこれからのバックアップも引き続き必要ではないかということです。

7ページについては、地域社会のイメージと窓口の一本化ということで、民生委員を通じて行政との関係をどういうふうにすればいいのかというのを図にしたものです。

8ページは市町村の民児協ということで、複数で進めるとかチームで進めるという話を申し上げましたけれども、それをイメージにした図でございます。

9ページでございますけれども、活動しやすい環境づくりということで、民生委員・児童委員はやりがいを持って進めているという大変強い動機づけを持った方たちになっておりまして、こういう「やりがい」を高めるということが大変大事だということです。そうはいつでも、なかなか民生委員・児童委員は住民に活動を正しく理解されていない。民生委員・児童委員という名称はよく皆さんご存じですけれども、その内容が正しく理解されていないということがございます。それから、一緒に進めていくわけですから、住民からの理解や協力、励ましということも民生委員活動を支える点では大事なかなということです。

10 ページですけれども、これは後でデータとの関係で説明します。資料編とあわせてご覧になっていただきたいと思っておりますけれども、先ほど民生委員・児童委員活動が理解されていないということでございましたが、特に主任児童委員が理解されていないというのがございます。資料編では2ページになっておりまして、特に主任児童委員が地域の方々に知られていないという状況がございます。

それから後継者のなり手がいないということでございまして、これは次のページで、法定単位民児協が約1万カ所ございますけれども、約2千の法定単位民児協にアンケート調査した結果、なり手がいないというのが64%でトップになっている状況でございます。

次のページでございまして、要援護者とか地域住民のプライバシーにどこまで踏み込んだらいいのかということについて、表3の一番左側ですけれども、これがトップになってどの層でも高い悩みとか苦労点になっています。

それから、いわゆるあて職が多い、多忙であるということについては、ある民生委員さんの名刺の裏をコピーさせていただきました。これでも一部だと思えます。この方は県の会長さんもされてますので、県、市、それから地元、それから日赤、商工会議所、商店街、町内会とか、さまざまなことをおやりになっていらっしゃる。

それから連携がとりにくいということでございしますが、まず6ページですね。日ごろから連絡・連携

をとり合っている機関ということでは、社会福祉協議会、それから単位民児協の会長さんとか先輩の委員、役員、それから福祉事務所、市町村の民児協事務局などがございます。自治会との関係も約4割になっています。

7ページは、連携が取りにくいところございまして、警察・消防、それから裁判所、病院、学校、あるいはボランティア団体。主任児童委員との関係でいきますと、教育委員会、PTA、役所の児童福祉担当課で、それぞれ割合は1割から2割程度ということございまして。

8ページは最も頼りになる機関ということでございまして、これは役所の福祉担当課、福祉事務所、それから民児協の事務局、先輩の会長や先輩委員ということございまして。

次に、委員を続けるために必要なことございまして、左から2つ目にありますように、民生委員・児童委員は自分自身の資質の向上ということで研修が義務づけられておりますけれども、民生委員・児童委員活動にとって自分自身の資質の向上というのが委員を続けるために必要なものだと、それから地域の団体との連携ということがあげられています。

それから最後になりますが、要援護者支援に必要な個人情報が提供されないということございまして、右側の、あまり受けられていない・全く受けられていないというのが4割弱ということです。これは厚労省からの情報が発出前でございまして、この点は少し改善が見られてきているのではないかと思います。

それから 11 ページでございまして、どんな情報が行政から提供されているのかということについては、ひとり暮らし高齢者、それから生活保護受給者、いずれも6割をトップにいたしまして高齢者関係が 45%、36%、しかし障害者関係とか児童関係の情報は民生委員の方には意外と届いていないという状況になっております。

12 ページ以下は民生委員・児童委員活動の典型的な活動ということでご紹介させていただいたものでございます。これはお読みいただければと思います。

それから 14 ページは標準的な民生委員・児童委員の1週間の取り組みということでご案内させていただきました。私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。それでは少し時間をとって質問、意見交換をしたいと思います。長谷川委員何か補足ありますか。いいですか。

○長谷川委員

いろいろと当面する問題がたくさんあるわけですが、大きく分けて私は 2 つあると思います。その1つとしましては、今部長の方からもご説明がありましたように、民生委員・児童委員のなり手がいない。いわゆる欠員対策ですけれども、今年ちょうど3年に1度の改選期ということですが、この12月1日付で厚生労働大臣より委嘱を受けることになっているわけです。3年ほど前の16年の改選時では、全国で約3,000名が欠員だったということをお聞き及んでいるわけです。今の部長の説明にもありましたように、なり手不足という問題は、全国各地でいろんな工夫を凝らして人材発掘に努力をしているものの深刻な問題として私たちも受けとめています。

その解決方策としましては、1つ目には活動にやりがいとか、あるいは楽しさとか、こういうPRいわゆる広報活動にもっと努めるべきではないかと。それから2つ目には、今説明があったのですが委員としてのいろいろな研修会があるわけですが、こうした研修会の内容についても活動上の悩みとか負担感の解消とか、そういうものにつなげるようなきめ細かな参加しやすい研修会の機会をつくっていくべきではないか。3つ目には役割の明確化ということですがけれども、私たちが地元に戻りますと民生委員・児童委員として、地域のさまざまなあて職というものを担っている部分が多いわけです。なかなか活動の範囲を明確に線引きすることができない部分もありますけれども、一定の考え方としましては、そうした線引きをしてあげるような努力をしていくことが必要ではないか。特に主任児童委員についてなかなか理解されにくい部分がありますので、ぜひお願いしたい問題だと思っております。

このような民生委員の活動を、地域住民の特に推薦母体であるところの町内会、自治会の方々により理解してもらうことが大事ですけれども、その活動の重要性をいかにこれからより地域住民に理解してもらいながら、福祉とか、あるいは安全・安心な生活上欠くことのできないことだということをお互いに共有しながら、地域の中でみんなで民生委員・児童委員を選んでいこうよという機運をつくり出すようなことをやっていくべきではないかと思っております。

横浜市におきましては、3年前の一斉改選では 117 名の欠員があったのですがけれども、今回公募等も含めて年齢を引き上げたということで改革いたしましたけれども、それでも先般審議会がございましたけれども 197 名という欠員が生じております。2倍とは言いませんけれども、欠員増ということで非常に頭を痛めている問題です。これは全国的にもそういうことが言えるのかなと思っております。

もう一つが情報提供の問題ですがけれども、個人情報保護法の施行によって今まで伝わってきたいろいろな情報提供が全く今はないという中で、民児協の活動そのものが影響を受けているわけです。そこで今年中村社会・援護局長にご尽力いただき、厚生労働省から要援護者に関わる情報の把握、また共有及び安否確認の円滑な実施についてということで通知を各都道府県・指定都市・中核市へ発信いただいたわけですがけれども、各自治体ですぐに対応してくれたところもあり、行政の情報と民児協の情報を双方で共有して話し合いが円滑に進んでいると聴き及んでおります。大変良いタイミングで出していただいたと思っておりますが、全国的に見るとまだまだその対応はさまざま、非常に消極的な自治体もあるわけです。

横浜市でも 18 区ある中で、今日おいでの河西委員さんの鶴見区というのは非常に前向きに積極的に進んでいるところなのですが、その反面私の区では進んでおりません。市の健康福祉局の方針であっても、各区に帰れば区長さんの責任で判断が大きく左右するものですから、こうした実態を省みましてもこれからの民生委員・児童委員の活動環境を整えていただくということで、環境づくりについてぜひ引き続いて国から各自治体へ強く働きかけていただきたいと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。確かに 23 万人の民生委員がいるからそれなりに安定している、安心し

ていられるという部分があるのですが、逆に言えば民生委員を推薦したりする立場の河西委員にお聴きたいのですが、先ほど中村企画官が説明してくれた資料4の2ページで、定数の充足率は全国ベース 98.57 で指定都市では低い。充足率の低いのは川崎、沖縄、横浜、堺となっているのですが、指定都市で都市化が厳しい中で本当に孤独死も含めてなくしていくためには隣近所は大変だと思いますが、町内会長の立場で民生委員の活動はどう見ていらっしゃいますか。

○河西委員

その前に定数で横浜の名前が挙がっていますので、私どもの近辺で見ますと、挙がってこないところは新しくできたマンション。200人から400人に1人という規定の中で、400世帯以上のところにお1人はいなければいけないというところですが、なかなか挙がってこない。いわゆる自治会組織ができない。管理組合はできるのですけれども自治会組織ができないという部分がありまして、うちにもありましたけれども、5年以上たないと近隣づきあいができないということで選べないという理由が1つあるかと思います。鶴見区ではそうした中でいわゆる定員欠けというのがあります。

そして今お話にありましたように、地域の中での民生委員ということで理解、協力、励ましというのがありますけれども、活動の内容を理解していただく。これは、民生委員の委嘱方法は当然町から推薦しますので結構ですけれども、民生委員の役割の流れの中でどうしても名誉職的なものがずっと残ってきている。そして選ばれた中でもその意識がまだ残っている。実は今回、先ほど会長からお話がありましたように、90周年で一人も見逃さない運動という中で要援護者の支援体制をどう構築するかということで、鶴見区では研修部会を設けて各ブロックから2名ずつ40～50人集まりました。その中で、横浜市は避難所の拠点が公立の小学校になっていて鶴見区には31カ所ありますが、運営委員に入っている人は手を挙げてくださいますとまず最初に聞きました。その中で入っていたのは1割足らずですね。

これが実は理解されない大きな点ではないか。ということは、さっきお話がありましたように町組織の中に民生委員が積極的に入る、そして町の中の活動で1つの役割を担う、それによって町を知りながら民生委員活動を進めるということが最低条件ではないか。その関係が実は民生委員の条件の中に入っていない。その辺が問題ではないかと思います。

○大橋座長

先ほどの中沢さんの報告の中に、町内会と民協と社協との関係という、忙しくなるけれども必要だということがありました。そういうことを河西委員もご指摘いただいたと。確かにいろいろな自治会で町内会の中に福祉部会をつくって、福祉部会は実は民生委員がやって結構いい活動をしているところがたくさんありますよね。その関係が1つ課題かもしれません。

次の社協の問題も含めてご意見をいただくことにしまして。それでは前回本当に慌しくて、全社協の渋谷部長にコンパクトに説明いただいたのですが社協の論議ができませんでしたので、民生委員問題も含めて社協のご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。では三本松委員。

○三本松委員

社協と今の民生委員・児童委員ですけれども、総括的に全体の傾向はわかるのですけれども、例えば都市部と農村部、大きな町と小さなところといったところでの特徴的なことをご説明いただけるようでしたらお願いしたいと思います。

○渋谷氏

予想いただいているとおり都市部と農村部となると、都市部の方が自治会活動等が弱いということも反映して前回ご説明したような基礎組織のところ弱いということがあるのですが、見てみると例えば大阪とか兵庫とか、大都市部でもかなりきちんと展開しているところもあるので、もちろん違いはあるのですけれども取り組み方かなと。むしろ自治会が弱いところに福祉活動を入れることによって、先ほどのお話にもありましたが自治会活動が活性化するということがありますので、違いは もちろんありますけれども仕掛けるという点ではそれぞれできるのではないかと。近年東京都も23区で地区社協づくりに取り組むということもありますので、困難ではあります仕掛けるべきことは仕掛けるのが基本ではないかと思っています。

○大橋座長

大阪は小学校区ごとにすごく活発ですよ。あれは何で活発なのですか。佐藤委員に聞いた方がいいのかもしれませんが。

○渋谷氏

大阪はやはり歴史がありまして、あそこは校区福祉委員会と言っているのですが、校区福祉委員会に非常に早くから取り組んでやってきた。それは取り組みだと思いますが、実際の活動を見ているとちょっと形式的になった部分があって、ここ10年ぐらいかなり活性化をやっているんです。それは何かというと、ふれあいいきいきサロンとか、小地域ネットワークとか、さまざまな活動をとにかくモデル的にやることによって活性化したということがありますので、それはそれなりの努力をしてきているということではないかと思っています。

○大橋座長

大阪市と大阪府と違うのでしょうかけれども、さっきの民生委員の充足率からいくと堺が随分低いですよ。必ずしも大阪全体が校区社協などで頑張っているというわけではないのですかね。

○渋谷氏

そうですね。校区福祉委員会と言えば当然、出来不出来がありまして、同じ市内でも出来不出来がやはりあります。

○山田氏

大阪の場合は、直接大橋座長のお話との関係になるかどうかわかりませんが、方面委員を小学校区に置くという設置の仕方をしたというのが歴史的にありまして、それは圏域をどういうふうを設定して誰をどういうふう配置するかということでよくつくられた仕組みと考えてもいいのではないかと。そのことが地区社協づくりにもつながっているのではないかと考えております。

○小林委員

資料4の10ページですね。これを見ても女性が増えているということですが、男性は若干減っていますけれども横ばいになっている。それで何を申し上げたいかという、民生委員になるときに女性が入ってくる場合は大体PTAですね。最初に地域でネットワークをつくるのはPTAが中心になると思います。その方々が、ちょうど今日は鈴木さんがおいでになっていますけれども、民生委員活動みたいなどころに入ってきて、地域で担い手は誰なのかという問題があると思うんですね。

従来はご承知のとおり自営業の方とかわりと地域の名望家と言われている方たちだったのですが、地域活動をしているところから民生委員の選出が行われてくると理解して、そうするとその辺の担い手がどうなっているから、ここで言えば任命しにくくなってきていると考えたらいいのか。その担い手の問題ですが、それはどういうふうにお考えですか。

○山田氏

小林委員がお話のように、地域活動あるいは住民活動を担っている方たちが民生委員になってくるといって流れてはいますが、最近特に女性の割合が高くて、特に都市部は女性の割合が高いという確保の仕方になっているのですけれども、そこが非常に難しくなっているという感じは持っています。

特に無職というよりも常勤とか仕事をお持ちになっている方を確保するというふうにしないと、なかなか難しいという側面が出てきておまして、そこをどういうふうに確保するかについて今回国の通知で新任の年齢を取っ払って確保するという手立てもつくられましたけれども、地域福祉活動でどういう活動の担い手を確保するかという点は、民生委員・児童委員活動に限らず大変大きな課題ではないか。特に常勤の人たちを地域活動の中で推進するという、推進の仕方の確保方法を考えることが大事なのではないかと思います。

○小林委員

地域のスポーツクラブとか農園活動とか、いろんな活動が今出てきていますね。そういうのは推薦の母体になり得るのでしょうか。

○山田氏

推薦の母体にはなり得ますけれども、実際にそういう方たちが入ってきているかという、先ほど言ったような自治会とかPTAという母体を中心になっているという姿だと思います。

○中村局長

今のことに関係してですが、資料4の12ページをお開きいただきますと、現職と前職ということがあって、上の方にも出ておりますが、民生委員の活動経験はこの資料によりますと、町内会や自治会の役員が7割、PTAの役員が5割、それから福祉関係団体の役員が3割強、ボランティア活動等が3割ということで、確かに年齢の問題もありますし、産業構造や就業構造の変化、あるいは小林委員が言われたように地域の名望家と言われた基盤が細っているということを経験した場合に、どういう層がリクルートされるのかという問題。それと、鈴木さんがいらっしゃいますけれども、地域で活動されている女性の皆さんたちが民生委員になるという福祉活動の経験者のシェアが増え

るのか。あるいはここにも出ておりますように保健医療関係とか法曹関係とか他分野というか、狭義の福祉でなく先ほど出たスポーツの指導をされている方、青少年関係の方とかいろいろあると思います。むしろいろんなご意見をいただいて、これからの民生委員の確保という観点で考えさせていただきたいと思います。

○大橋座長

実はそれに絡むことですが、資料6ですが、前回の社会福祉協議会に係る資料の27ページに市区町村社協の組織というものがあるんですね。先ほどの三本松委員の質問にもつながるのですが、農村と都市を考えた場合、都市は基礎の部分の随分変わってきているので、例えばこれは経済界は入っていないですよ、商店街とか経済団体とか。ごくわずかかもしれない。それから保健医療団体も、医師会か何かは充て職に入っているかもしれないけれどもどうだとか、今小林委員が言われたことでいけば、地域で活動している社会・教育関係団体というのも結構あるわけですよ。そういうふうに出選基盤を少し意識して変えていくことによって、民生委員活動が逆に増えてくるようになるかもしれないし、民生委員としてふさわしい人が推薦されてくる可能性もあるのではないかと。

だから社会福祉協議会のいろんな評議員などの選出基盤の考え方を変えることと、民生委員の選出母体の候補者が挙がってくるルートみたいなものとの関わりなども……生協なんて都市部では随分頑張っている人がいるわけだし、一応NPOがあるけれどもNPOだって随分いて、公益というものもあるけれども地域でやっている人もいっぱいいるわけだから、経済界、商店街、生協とか、社会・教育関係団体とか、NPO関係というところが広がってくると、もう一度地域づくりのエネルギーが出てくるのではないかなと思うんです。その辺は渋谷部長、どうなんですか。

○渋谷氏

これを見ていただくと1%とかそういう形では入っているので、数ももう少し増やすということもあるでしょうが、実質的なつながりをどうつくっていくのかということが大事なのかなという感じがいたします。どうしても理事、評議員というに限られてきますので、そういう協働できる場をどうやってつくっていくのかというのがおっしゃる意味では非常に重要なのかなと思います。まだまだ努力が必要だと思います。

○中村局長

あまり私が発言するのは会の趣旨からいって適当ではないかもしれませんが、座長から1回目に、社会福祉協議会で例えば自分は会費を払っているけれども発言権がないというお話がありましたが、今日の資料6の前回提出した資料で最初の方の私どもが配った資料14ページを見ていただきますと、社会福祉協議会の法律の定義が出ています。

読んでいただきますと、実は社会福祉協議会というのはその地域の、例えば15ページでは、都道府県の社会福祉協議会はその区域における社会福祉事業、更生保護事業を経営する者の過半数が参加するということになっていまして、これは歴史もそうなのですがどちらかというと事業者団体のクラブみたいな性格が強いということで、これは地域福祉のテーマだと思いますが、住民の

方の地域活動の位置づけがあまりないんですね。

ですから社会福祉協議会というのは何ぞやと考えたときに、地域福祉の担い手あるいはユーザーの視点がないのではないかと。つまりこの法律は社会福祉法になっていますが、全身が社会福祉事業法で事業の法律なんですね。事業者のクラブとして社会福祉協議会というのがある。もしこれからの福祉というのが利用者本位、住民のための福祉と考えると、この社会福祉協議会の位置づけ自体がどうなのか。

それから今地域福祉の基盤として、今日のテーマでもありますけれども中沢さんの入っておられるような地域団体、自治会、町内会というのが1つ基盤になる。その組織力が落ちてきているというのが小林委員のご懸念の点だと思いますが、そういう部分と、もう一つは鈴木さんの活動されているようなボランタリーな、あるいは地域に立脚しているけれども自治会組織とかそういう組織からは割合自由な形でやっているとか、いろんな動きが地域福祉にある中で、社会福祉協議会の位置づけが現行のままでいいのかというのは、実はこの検討会のレビューのテーマにさせていただきたいと思いますので、あえて発言させていただきました。

○大橋座長

非常に大事な論点に踏み込んでいただきまして、ありがとうございました。19 ページでも、我々は随分住民主体とかいろいろ言っているけれども法的には違うという歴史的な経緯もあるものですから、その辺の整合性をどう持たせるかということをしなくてこれからの地域福祉が見えてこないと思っておりますので、本格的にそれは論議せざるを得ないと思っております。部長何かありますか。

○渋谷氏

資料6の 27 ページを見ていただくとおり、実態的にはかなり住民の方々が入っているのですが、それが十分整理されていないという問題とか、権利義務関係という問題がありますので、そういう観点から整理すべきことかと思っています。

○大橋座長

ありがとうございました。もっと論議をしたいのですがこれで終わらざるを得ないので済みません。今日はお忙しい中を、鈴木さん、中沢さん、そして山田部長、渋谷部長、どうもありがとうございました。それでは第3回目の研究会を終わりにさせていただきます。事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局

次回ですが、11月19日月曜日、2時半から4時半で厚生労働省の会議室で行います。以上です。

○大橋座長

それでは今日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(終了)